

第六回国会 建設委員会 會議録 第一一號

昭和二十四年十月二十七日  
内海安吉君、江崎眞澄君、田中角榮君、内藤隆君、松井豊吉君、上林與市郎君、村瀬宣親君、池田峯雄君、天野久君、笹森順造君  
が理事に当選した。

昭和二十四年十一月十一日（金曜日）  
午前十時四十二分開議

- 出席委員
- 委員長 淺利 三郎君
  - 理事 内海 安吉君 理事 田中 角榮君
  - 理事 内藤 隆君 理事 松井 豊吉君
  - 理事 上林與市郎君 理事 池田 峯雄君
  - 理事 笹森 順造君
  - 越智 茂君 瀬戸山三男君
  - 高田 弥市君 西村 英一君
  - 三池 信君 宮原幸三郎君
  - 前田榮之助君 八百板 正君
  - 島山 重勇君 増田 連也君
  - 高田 富之君 寺崎 覺君
- 出席政府委員
- 特別調達庁長官 阿部美樹志君
  - 建設政務次官 鈴木 仙八君
  - （住宅局長）
  - 建設事務官 伊東 五郎君
- 委員外の出席者
- 総理府事務官 川田 三郎君
  - 大蔵事務官 堀込 聰夫君
  - 大蔵事務官 堀川 正彦君
  - 建設事務官 美馬 郁夫君
  - 建設事務官 西畑 正倫君
  - 専門員 田中 義一君

十一月十日

岡山県下各河川の砂防工事施行の請願外十九件（大村清一君紹介）（第一号）

- 松草、平津戸間の鉄橋修築の請願（山本猛夫君紹介）（第二三〇号）
- 猿ヶ石川上流に堤防築設の請願（山本猛夫君紹介）（第一九号）
- 大沢田川砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二二二号）
- 閉伊川水系各河川の砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二四号）
- 国道六号線に陸橋架設促進の請願（山崎猛君紹介）（第三一〇号）
- 大日川上流にダム築設の請願（原健三郎君紹介）（第三三〇号）
- 川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りょう架設の請願（佐藤重遠君紹介）（第三五号）
- 災害復旧費増額の請願外十六件（倉石忠雄君紹介）（第四〇号）
- 鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の請願（鈴木明良君紹介）（第四五号）
- 大日川護岸工事施行の請願（原健三郎君紹介）（第五〇号）
- 馬淵川改修区域延長並びに工事促進の請願（小笠原八十美君紹介）（第五一号）
- 五ヶ瀬川改修促進の請願（佐藤重遠君紹介）（第五六号）
- 湊町の都市計画改正に関する請願（山崎猛君外一名紹介）（第七一号）
- 山形市の都市計画に伴う物件移転費補償に関する請願（松浦東介君外一名紹介）（第一一四号）

宮崎県の災害復興助成の請願（佐藤重遠君外五名紹介）（第一一五号）  
府県道石動羽咋線及び石動・下河合線の一部改修に関する請願（内藤隆君紹介）（第一一七号）  
井野川改修工事施行の請願（小峯柳多君紹介）（第一三〇号）  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件  
住宅営団法を廃止する等の法律案（内閣提出第四号）  
建設行政に関する件  
特別調達庁所管の業務に関する説明聴取

○淺利委員長 これより會議を開きます。

この際報告申し上げます。去る十月二十七日、本委員会より議長に提出いたしました国政調査承認要求書につきましては、同日付の公報掲載の通りに承認になりました。本委員会より提出いたしました本書の調査事項中には、災害復旧に関する事項を入れておりましたが、議院運営委員会において、本項は災害地対策特別委員会と二重になる關係上、一応形式上本委員会の調査項目を削除するが、実際には当然の権限としてこれを調査することを妨げないということに決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。  
それでは日程によりまして、まず十月二十六日付付託になりました住宅営団法を廃止する等の法律案、内閣提出

第四号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。その前に法案の朗読があるようでありますが、その次に政務次官より御説明があります。

住宅営団法を廃止する等の法律

第一條 住宅営団法（昭和十六年法律第四十六号）は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機關として指定されている住宅営団（以下「閉鎖機關住宅営団」という。）につき特殊清算終了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

第二條 閉鎖機關住宅営団は、閉鎖機關令の定めるところにより清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

第三條 この法律施行後は、住宅営団法に基づき、住宅営団を設立してはならない。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○鈴木（仙）政務次官 この際住宅営団法を廃止する等の法律案について、提案の理由を御説明させていただきます。と思ひます。

住宅営団は昭和二十一年十二月二十三日閉鎖機關に指定をせられまして、指定と同時に解散をして、閉鎖機關令

の規定による清算法人となり、本来の機能を停止することになりました。そのうしてその清算は、大蔵大臣監督のもとに、閉鎖機關整理委員会がこれを担当し、現在に至つておるのであります。

右の事実に基づき、住宅営団法はすみやかに廃止するのが妥当であるとの見解もありましたが、住宅営団解散と同時に母法を廃止することは、閉鎖機關住宅営団の清算に種々の支障を及ぼすことになりまして、これが廃止の時期につきましては、清算終了の見通しにつき次第手続を進めることといたしました。しかして清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年年度末をもつて清算終了の見通しにつき、たま／＼連合国最高司令部経済科学局反トラスト・カルテル課よりの示唆もありましたので、今回住宅営団法を廃止する等の法律を提案することとした次第であります。

以上本法案の提案理由を簡単に申し述べましたが、何とぞよろしく御審議の上御協賛くださいますようお願いいたします次第であります。

○伊東政府委員 この法案の概要を御説明申し上げます。

この法案は、本文三箇條と附則一項からなつておりますが、第一條は、住宅営団法の有効期間について規定いたしておるものであります。住宅営団は閉鎖機關整理委員会の見通しでありまして清算終了予定時期が、昭和二十六年三月三十一日と見ておりますので、それを最終有効期限といたしまして、それ以前に清算終了した場合には、その

手続完了次第廃止する、こういうことにいたしましたわけでありませう。

第二は、ポツダム勅令たる閉鎖機関令第八條第一項後段の規定を、法律の明文をもつて再確認をいたしましたのであります。

第三條は、住宅営団法に基く住宅営団は、現在閉鎖機関住宅営団以外には、住宅営団の存立を認めないという旨の宣言規定であります。すなわち閉鎖機関住宅営団が、閉鎖機関の指定を解除されて、住宅営団として復活すること、ならびに住宅営団法に基いて今後新たに住宅営団を設立することを一切禁止しようとするものであります。

最後に、この附則は、本法案の施行期日を規定いたしておるものであります。が、公布の日からただちに施行するということにいたしましたものであります。

○浅利委員長 だいたいの説明に対して御質疑がありませんか。

○前田(榮)委員 だいたいの御説明によります住宅営団法を廃止するという問題は、今後の日本の住宅の諸問題をいかにするかということと関連がございますので、かなり重要な問題だとわれわれは考えておるわけでありませう。しかしながら閉鎖機関に指定された住宅営団法を廃止することは当然の帰結であるのであります。この審議にあたりましてお尋ね申しておきたいことは、この住宅営団の清算が現在いかなる程度になつておるか、清算の状況をお聞かせ願いたいと思ふのであります。

○堀込説明員 簡単に営団の清算状況を御説明いたします。住宅営団の閉鎖せられましたのは昭和二十一年十二月

二十三日でありまして、閉鎖日後業務の途中でありました関係上、指定業務というものをしばらくやつておりました。これが解除になつたのは二十二年四月一日であります。そうして指定業務を解除せられた四月一日現在の資産の状況を見ますと、取立て債権が四億三千三百万円、業務用不動産が四千二百万円、営業用不動産が六億一千九百万円、資材什器機械等が二億二千九百万円、預金現金等が一億三千九百万円、合せて十四億四千六百万円の資産があつたわけでありませう。それが二十四年の八月二十五日現在におきましては、取立て債権の回収状況は二二%、業務用不動産の売却による処分は進捗がよいは四七%、それから営業用の不動産、これは住宅等でありませう。が、この処分は進捗状況は八%、資材、什器、機械等の処分は進捗状況は八五%になつております。一方債務の方を見ますと、指定業務解除日の昭和二十二年四月一日現在におきまして十億五千七百万円ありました一般債務が、先ほど申しました資産の処分によりまして、回収せられた代金を債務の弁済に充てて清算が済みまして、現在は三六%の債務を弁済しております。大体現在の清算の状況はこういうことになつております。

○浅利委員長 なただいま説明の資料は、何かまとまつたものをあとで御提出願いたいと思ひます。

○前田(榮)委員 ここに参考資料として閉鎖機関住宅営団経営住宅処分経過状況というものが載つておりますが、この住宅の処分について公共団体へ売却するもの、あるいは個人へ売却するものというようにいろいろあると

思ふのですが、これには大ざつばなことが出ておるだけで不明確なので、もつとこれの詳しい資料があつたら、御提出を願ひたいと思ひます。そういう資料がございませうか。この資料によりまして、ただ大ざつばに戸数が書いてあるのですが、これは公共団体、市町村に移譲するもの、あるいはまた個人に買わせるように処分をされたつあるもの、その他これにあるかどうかはよく存じませんけれども、組合等で処分するもの等があつて、それの中には価格の問題で地方でいろいろ問題になつておるのを見受けておるわけですが、そういう内訳が明確になつておれ、はちよつと困るのであります。

○堀込説明員 今の資料の裏のページでございませうが、処分の相手方として現居住者に売却したものが四万一千戸、居住者団体に對して売却したものが四百九十八戸、地方公共団体に對して処分したものが三千六百六十六戸という内訳になつております。

○前田(榮)委員 この住宅営団の所有しておつた住宅を処分されて、その財産が大分あつた場合においては、当然国庫に編入されると思ふわけですが、その通りでございませうか。

○堀込説明員 閉鎖日現在と、本年の八月二十五日現在の清算の状況を簡単に御説明しますと、これをバランス・シートと負債の両方比べてみますと、閉鎖日現在におきましては、五千万円の資産超過であつたわけでありませうが、その後清算をやつて行きます過程におきまして、二十四年八月二十五日現在においては、一億八千万円の

債務超過になつたわけでありませう。なお今後清算を結するまでは清算費用もかかつて参りますので、相当の債務超過になる見通しなんであります。従つて現在の見通しといたしましては、出資金に對する残余財産の分配は今のところ困難であらう、なおかつ出資金のみでなく、閉鎖機関令によりまして、債務の弁済は担保付債務等の債券を第一に拂ひ、その次は一般債券を拂ひ、その次に社債を拂ひ、なおかつ余りがある場合は資本金に對して残余財産を分配するというふうになつております。資本金は大体今のところ返せません、その資本金の一つ先の順位の社債に對しても現在のところほとんど弁済が不可能ではないかという見通しを持つております。

○浅利委員長 そうすると、この処分価格で見ますと、鉄筋アパートは坪当たり三千円から六千五百円、木造は六百円ないし千六百円、こういう価格で拂ひ下げたということが適切であるかどうかということが問題になると思ふのであります。そういう点はこの総合的に清算をする場合に考慮に入れて、これは値を定めたのですか、どういふことになりませうか。

○堀込説明員 価格の決定にあたりましての簡単な御説明をいたします。この住宅は、当時戦災者、引揚者その他一般の庶民階級の方がたくさん住んでおられまして、相当高い価格でもつて処分するということは、住宅政策上あるいは社会政策上相当の問題を惹起するといふ懸念がございましたので、整理委員会において住宅処分促進補助会というものをつくりまして、この住宅

価格を決定した次第であります。住宅処分促進補助会の構成は、大體戦災復興院、現在の建設省、それから大蔵省、日本勧業銀行、及び閉鎖機関整理委員会の各関係者が集まりまして構成した補助会であります。補助会がこの価格の決定にあたりましては、まず住宅営団で持つております住宅を、日本勧業銀行並びに戦災復興院、それから住宅営団が評価しまして、その三者の評価を基準としまして、この促進補助会が決定したような次第であります。大體その価格の決定を申し上げますと、鉄筋アパートが大體建設簿価が坪当たり六百九十九円五十八銭であります。これを三千円から六千五百円に処分することに決定したわけでありませう。それから木造住宅の方では、昭和十五年以前建設のものは簿価が大體三十一円六十六銭であります。これを坪当たり八百円程度で売却する、それから昭和十六年度型の木造住宅は坪当たり簿価が二百六十六円九十七銭であります。これを千六百円程度で売却する。昭和十七年度型は簿価二百三十四円五十銭のものを千四百円程度で売却する。昭和十八年度型は簿価四百八十四円三十五銭のものを千円程度で売却する。昭和十九年度型は、簿価八百二十二円九銭のものを八百円程度で売却する。昭和二十年年度型は簿価千七百七十二円二十二銭のものを六百円程度で売却する。昭和二十一年年度型は簿価二千四百六十六円七十八銭のものを千五百円程度で売却する。以上のようにしましてこの決定は昭和二十三年の春ごろに大體決定しまして、この価格で売却したわけでありませう。

○田中(角)委員 住宅営団法の廃止と

価格を決定した次第であります。住宅処分促進補助会の構成は、大體戦災復興院、現在の建設省、それから大蔵省、日本勧業銀行、及び閉鎖機関整理委員会の各関係者が集まりまして構成した補助会であります。補助会がこの価格の決定にあたりましては、まず住宅営団で持つております住宅を、日本勧業銀行並びに戦災復興院、それから住宅営団が評価しまして、その三者の評価を基準としまして、この促進補助会が決定したような次第であります。大體その価格の決定を申し上げますと、鉄筋アパートが大體建設簿価が坪当たり六百九十九円五十八銭であります。これを三千円から六千五百円に処分することに決定したわけでありませう。それから木造住宅の方では、昭和十五年以前建設のものは簿価が大體三十一円六十六銭であります。これを坪当たり八百円程度で売却する、それから昭和十六年度型の木造住宅は坪当たり簿価が二百六十六円九十七銭であります。これを千六百円程度で売却する。昭和十七年度型は簿価二百三十四円五十銭のものを千四百円程度で売却する。昭和十八年度型は簿価四百八十四円三十五銭のものを千円程度で売却する。昭和十九年度型は、簿価八百二十二円九銭のものを八百円程度で売却する。昭和二十年年度型は簿価千七百七十二円二十二銭のものを六百円程度で売却する。昭和二十一年年度型は簿価二千四百六十六円七十八銭のものを千五百円程度で売却する。以上のようにしましてこの決定は昭和二十三年の春ごろに大體決定しまして、この価格で売却したわけでありませう。

いうことは、ただに住宅営団法の廃止問題にとどまるのではなく、今後のわが国における住宅政策に非常に大きな問題を残すものであり、かつまた基本的な一つのラインになるものである、こういう重点的な考えから、住宅営団の実績、功罪、そういうものは、この法律を廃止する前に、相当深く研究、究明せらるべきであると思うのであります。その意味において住宅営団のこの法律の主管官庁であつた建設省としては、住宅営団はいかに住宅政策に対して功績があつたか、かつまた運営その他の結果において、どのような住宅政策に対するマイナスがあつたかという点を、数字的にひとつ御説明を願ひたい。

もう一つは、住宅営団の閉鎖指定時においては、先ほどの御説明によりますと、二億数千万円の残余資材を持つておられたというのであります。現在整理が非常に長引くと同時に、だんだん負債面が大きくなつて行く。この間の事情もわからないわけではありませんが、いわゆるつくりだされた営業用不動産の処分その他に対しては、いろいろ社会的事情において、目的が安くこれを庶民に開放するという意味において、パランスをとる価格まで売却価格を決定できなかったという事実もわかるのであります。手持の資材のマル公奨助その他においては、この処分に対してどのような適切な処置がとられたのかという問題を、ひとつ明確に数字をあげて御説明を願ひたいと思ひます。これは常にそうでありませんが、政府資本をもつて行われる企業というものは、あらゆる意味で結果的にはみな赤字を出してあります。すなわち各

種公団においてわかり。一々例をあげて申し上げるまでもなく、薪炭特別会計においても、あらゆる企業において政府の出資金はほとんど返さないでよいのだというような根本的な考えがあるからこそ、最後に常にこの政府出資金というものはゼロになる。こういう結果を生んでおるのであります。これから各種公団の廃止その他に対して、一つの線を設けるために、この住宅営団の整理状況というものは、整理の日における合併資産負債表を当然提出いたし、各年度別の損益計算書の提出もいたされまして、しかも二年間にわたる資産の整理状況ということ、つまりばかにかひとつ御報告を要求したいと思ふのであります。

○伊東政府委員 住宅営団は昭和十六年にできまして、昭和二十一年十二月二十三日に閉鎖機関に指定されたわけでありまして。お尋ねの点は、この住宅営団というものの住宅政策に対する功罪がどうか、将来これをどう考へて行くべきか、こういう点だつたらうと思ひますが、閉鎖機関に指定されたものでこれをさらに復活して、戦後の住宅政策にまた利用するというのも一応考へられるわけでありまして、むしろその点につきましては検討してみたいわけでありまして。住宅営団は、昭和十六年にちやうど戦争によりまして非常な労働者が移動しまして、重要な産業地帯などに非常に住宅不足を来しておりますので、主としてそれがために設けられておつたものであります。そうして戦時中には、住宅問題の解決に相当の貢献をいたしたものだと思つております。数字を申し上げますと、建売りと、簡易セットの売却とか、

分譲とか、会社などから受託によりまして建てたもの、それから建物を取り上げて補修したもの、それらを全部合せますと、閉鎖されますまでに全体で約二十万戸ほどの住宅をつくつております。そうして貸家として閉鎖時に経営しておりましたものが、そのうちで六万三千六百二十七戸ということになつております。かように住宅営団としては、戦時中の住宅供給に相当の貢献をいたしたわけでございます。終戦後、戦時中にできた機関を一応再検討しまして、大体多くの戦時中の機関は閉鎖機関に指定されたわけでありまして、この営団もその一つとして指定されたわけでありまして。終戦後この住宅

対策につきましては、初めの間は営団とそれから地方公共団体——都道府県市町村と二本建てで庶民住宅の建設をやつて来たわけでありまして、いろいろ検討いたしました結果、むしろこれは公共団体一本で行く方が、いろいろ方面においてかえつて強力に行くという判断によりまして、住宅営団の復活をとりやめまして、公共団体一本でやるという方針で行つております。現在をそうやつておりますが、それによつて大した支障もない、かえつて強力に行けるというふうな考へておりますので、ただいまのところ、営団を復活してという考へは持つておらないわけでありまして。なお公共団体が建設しております公営の住宅のほかに、一般の民間の建設希望者に対して、資金を供給して行く方法によつて公共団体の住宅経営の弱いところを補うことができるという見方から、建設の機関でなく、長期低利資金の供給のための住宅金融公社といったようなものを現在考へて

おります。これによつて公営の住宅と資金の供給の機関、こういう二本建てで将来の住宅問題の解決は十分行けるものというふうな考へておる次第であります。

○田中(角)委員 私の質問の焦点に對しまして、非常に政治的な感覚で御答弁になられたようでありますが、私の御質問申し上げておる観点は、こういう戦前から戦後にまたがったところの、日本の住宅政策の一環として大きな地歩を占めておつた住宅営団法の廃止という問題を取上げたときに、ただに住宅営団の廃止——必要がなくなつたから廃止をするというのではなく、住宅営団というものは、一体どういふふうな実績をあげたのかということと十分糾明する必要がある。そうしてこれからの——その功罪というものの数字を公表し、われ／＼がまたそれをつかむことによつて、将来の住宅政策の立案のために大きな資料にしたい、こういうのであります。少くとも住宅営団法を廃止する法律案を提出される場合は、住宅営団の功罪というものを對しては、数字的に御説明を願ひたい。これは昭和十六年度においてこういう実績を持つておる、十七年度はこうだ、十八年度はこうだ、というところ、少くとも相当こまかい資料を御提出になつていただきたいということ、私は要求しておるのであります。しかし所管官庁であつたところの建設省でも、昭和十七年ぐらいのことは、あまりおわかりになつてもおられないようでありまして、しかもこの法律案が提出されるのに、そういうこまかい資料まで御研究になつておらないようでありまして。少くともこういう法案をお

出しになるときに、しかも政府側として答弁にお立ちになる以上は、そういうこまかい資料をお出しになることは当然である。しかもそういうことを御研究にならないでこの法案をお出しになり、かつ政府委員として説明に對してになつたということは、不勉強きわまりないと思ひます。しかも大藏当局も、先ほどの前田君の質問に対する御答弁では、処分の状況は裏に書いてありますというふうな御答弁でありましたが、こういう数字を求めておるのであります。先ほどの中で、言葉じりをとらえるのではありませんが、閉鎖機関に指定された当時はこのぐらいのプラスがあつたのに、現在ではマイナスであります。しかも来年三月三十一日になれば、なおより多くのマイナスになるでございましょうというお話でありましたが、その原因を探求し、その事情をわれ／＼が糾明したいのでありますから、そういう意味で、それをわれ／＼が研究できるように、納得ができるような資料を御提出願ひたい、こう言うのであります。その意味において、私はここで議論をしようというのではありませんが、この法律を廃止する以上は、まず第一に、昭和十六年より二十二年閉鎖機関に指定せられるまでにおける、各年度別資産負債表を、内訳表をつけて出していただきたい。第二には、各年度別損益計算書を出していただきたい。第三には、閉鎖機関として指定された日より現在に至るまでの、整理事情の内訳表を提出していただきたい。第四には、昭和二十四年十月すなわち現在から、清算終了の予定日であるところの昭和二十五年三月三十一日までにおけるところの見通

しに対して、相当ごまかい数字を提出していただきたい。なおこの説明者としては、委員長においてはただに政府の責任者すなわち所管官庁の係官をもつて当てるだけではなく、かつての住宅営団の責任者であり、かつまた現在の整理責任者であるというようなたちの御出席を求めて、その方々から詳しく説明を聴取する必要があると私は考えておりますから、しかるべくとりはかられたらと思うのであります。

○浅利委員長 この問題は非常に重要な問題であると思ひます。ことに最後において政府が、一般会計からあるいは繰入補充をしなければならぬかという欠損補充の問題も起るかと思ひます。それらについてはいろいろ資料の提出がなければ、審議が進められないと思ひますから、本日はこの程度で打ちまして、さらに資料の提出をまつて詳細審議することにしたいと思ひます。

なご政府におかれましては、この処分方法につきまして、一部は公共団体に移譲し、あるものは現居住者に分譲するという方策をとつておられるようでありませう。現居住者とならば、偶然その時期に住んだ人が利益を受けるといふようなこともあると思ひます。あります。何ゆゑにこれをすべて公共団体に移譲して、従来通り貸家の方法で進まなかつたか、そういうことについて理由も詳細に知りたいと思ひます。ありますから、そういうことに関する資料を十分とりまゝとめて、次会において説明をされるようにお願いしたいと思ひます。それではこの問題は本日はこの程度にとどめまして、次会に詳細審議することにいたします。

御質疑によつて説明があることと思ひますが、何か御質疑がありますか。○田中(角)委員 特別調達庁所管の予算関係であります。二十四年度、すなわち本年度の予算額に対する実施状況、並びに二十五年度に対する見通し、それから二十四年度と二十五年度の対比等に対して、御説明が願へたらお説明いただきたいと思ひます。

○浅利委員長 次に特別調達庁長官が見えておりますから、特別調達庁の主管事務について一応の御説明を承りたいと思ひます。それでは特別調達庁長官、阿部美樹志君。

○阿部政府委員 特別調達庁の所管業務につきまして大要御報告を申し上げます。すでに差出して置きました特別調達庁要覽に詳細記載しておりますが、特別調達庁の業務といたしましては、設置法の第三條は特別調達庁の業務を次のように規定してあります。

第一は連合国の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達但し他の行政機関の所掌に属するものを除く。第二は連合国の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分但し他の行政機関の所掌に属するものを除く。第三は連合国占領軍の特別指示する事務であります。これらがおもなる業務の内容であります。これらが申し上げますれば、占領軍将兵の兵舎の建設及びその設備、占領軍将兵の住宅の建設とその設備、占領軍總司令部始め各種軍政機関の庁舎の施設とその設備、次は占領軍の軍事上並びに行動上必要な諸施設の設置、次は占領軍将兵の休養慰安の施設の設置、次は前記諸設備諸施設の維持修理、次は占領軍の要求する諸物資の納入、占領軍將兵の活動に必要な各種役務の提供、次は占領軍が雇傭する労働者の提供、これらが事業の内容でございますが、これを運営して行きますことが、特別調達庁のおもなる業務となつてゐるのであります。

○浅利委員長 今簡単な御説明がありましたが、なお業務の実態については御質疑によつて説明があることと思ひますが、何か御質疑がありますか。○田中(角)委員 特別調達庁所管の予算関係であります。二十四年度、すなわち本年度の予算額に対する実施状況、並びに二十五年度に対する見通し、それから二十四年度と二十五年度の対比等に対して、御説明が願へたらお説明いただきたいと思ひます。

○川田説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。二十四年度の予算の執行状況、これは二十三年度に比較いたしまして、比較的明細にわかります。それから二十五年度の予算につきましては対比をせよというお話でございますが、ただいまのところ二十五年度予算の編成は概計額がござりました程度でありまして、現在のところ特別調達庁から前年の実績、今後の物価の変動、また税法の改正等を含みまして、前年実績に対比いたしましたその支出の増加額がある面につきましては加味をいたしました。そのある面と申しますのは電気ガス料金の公定価額の値上り、租税に対応いたしました土地、家屋の借料の値上り、この点は申し上げられますが、その他の点につきましても物価の変動を加味いたしました資料を大蔵省の理財局を通じて、理財局からさらに所管の主計局に対して要求いたしました。G H Qにおきまして、大蔵省と軍との関係の財政的な協力をいたします。この時期にたいしては現行の概計額を一応の基礎といたしまして、日本の国内経済との見合いを考へ、G 4と申しますが、第八軍の参謀部においてこれをきめます。その時期

になりまして始めて全体の金額も決定いたします。従つて科目別の、すなわち事業別の予算額はまだ日本政府側には全然わかつておりません。対比できないのがござることには遺憾と思ひますが、御了承願ひいたします。

では二十四年度の予算の執行状況について申し上げます。お手元に一枚刷りの謄写版に費用が出ております。この下の欄にありますが二十四年度の九月三十日現在の支出額をもつて現行いたしました執行状況であります。二十四年度予算額の欄がござりますが、これは国会の御協賛を得ました予算書に基いた資料でありまして、これは公表差支えないことになっております。終戦処理事業費の総額が千二百二十七億二千二百五十万円になっておりますが、そのうち特別調達庁が所管いたします金額は約七百二十八億になります。大分開きがあるようにお考えにならうと思ひますが、その内容を申し上げましようか。

○田中(角)委員 いや、大体わかっております。○川田説明員 内容は省略いたしました。そこでその七百二十八億に對しては、現在支出額になつておりますものが、百八十八億、二五％に当ります。詳しくは二五・八であります。非常にこの予算の進行状況が少いようにお感じになると思ひます。けれども例年の行き方から申しまして、調達要求が出ますのが大体七月であります。現在におきましても、出そろつたという感じがございませぬので、今後のこの資料におきまして九月三十日以後の調達の命令が出て来る状況、及び請求の年末にかけての殺到、これがありまして、

支拂額はさらに年内において三百五十億——十月以降三百五十億が、事業費中労務費を除きました面において行われるのではないかと懸念しております。特調が直接支出いたします労務費は、政府負担の健康保険分損金でございますが、府県が特調の委任によりまして支出しております労務費、これが月額約三十億圓でございます。それを加へますと、年末の特調関係の政府資金の支拂いというものは十月以降十二月末までの間で約四百四十億ないし五十億と推定されております。それから当委員会に御関係のあります面を考慮すれば、上から四段目の工事費、その次は維持費でございます。これを本年のうちに支出いたしましたものは、二十三年度分の繰越しに当るものが五十五億あります。しかし新年度関係のものは、これらの通り三千八百萬円の工事費、それから十七億六千八百萬円の維持費でありまして、予算額に対しては非常に少ないパーセンテージを持つておりますが、現在までにおいて新年度になりましてから支拂われましたものは比較的小さいのであります。しかし今後工事がどの程度に出て来るかということにつきましても、私どもも実際は、これは軍の方針に基くものでありまして予測はできないのであります。おそらく本年度において九十一億という工事費を全部使いきるかという点については、従来の経験をもつてすると、必ず使いきるとは予測できないのであります。しかし昨年度の例から考えまして、工事費というものが五十七億程度、本年に既定調達費の形で繰越されております。その詳細を申し上げます。

支拂額はさらに年内において三百五十億——十月以降三百五十億が、事業費中労務費を除きました面において行われるのではないかと懸念しております。特調が直接支出いたします労務費は、政府負担の健康保険分損金でございますが、府県が特調の委任によりまして支出しております労務費、これが月額約三十億圓でございます。それを加へますと、年末の特調関係の政府資金の支拂いというものは十月以降十二月末までの間で約四百四十億ないし五十億と推定されております。それから当委員会に御関係のあります面を考慮すれば、上から四段目の工事費、その次は維持費でございます。これを本年のうちに支出いたしましたものは、二十三年度分の繰越しに当るものが五十五億あります。しかし新年度関係のものは、これらの通り三千八百萬円の工事費、それから十七億六千八百萬円の維持費でありまして、予算額に対しては非常に少ないパーセンテージを持つておりますが、現在までにおいて新年度になりましてから支拂われましたものは比較的小さいのであります。しかし今後工事がどの程度に出て来るかということにつきましても、私どもも実際は、これは軍の方針に基くものでありまして予測はできないのであります。おそらく本年度において九十一億という工事費を全部使いきるかという点については、従来の経験をもつてすると、必ず使いきるとは予測できないのであります。しかし昨年度の例から考えまして、工事費というものが五十七億程度、本年に既定調達費の形で繰越されております。その詳細を申し上げます。

支拂額はさらに年内において三百五十億——十月以降三百五十億が、事業費中労務費を除きました面において行われるのではないかと懸念しております。特調が直接支出いたします労務費は、政府負担の健康保険分損金でございますが、府県が特調の委任によりまして支出しております労務費、これが月額約三十億圓でございます。それを加へますと、年末の特調関係の政府資金の支拂いというものは十月以降十二月末までの間で約四百四十億ないし五十億と推定されております。それから当委員会に御関係のあります面を考慮すれば、上から四段目の工事費、その次は維持費でございます。これを本年のうちに支出いたしましたものは、二十三年度分の繰越しに当るものが五十五億あります。しかし新年度関係のものは、これらの通り三千八百萬円の工事費、それから十七億六千八百萬円の維持費でありまして、予算額に対しては非常に少ないパーセンテージを持つておりますが、現在までにおいて新年度になりましてから支拂われましたものは比較的小さいのであります。しかし今後工事がどの程度に出て来るかということにつきましても、私どもも実際は、これは軍の方針に基くものでありまして予測はできないのであります。おそらく本年度において九十一億という工事費を全部使いきるかという点については、従来の経験をもつてすると、必ず使いきるとは予測できないのであります。しかし昨年度の例から考えまして、工事費というものが五十七億程度、本年に既定調達費の形で繰越されております。その詳細を申し上げます。

とをちよつとたたいま留保いたしま  
す。それで本年の全体から見ました予  
算の執行状況が、支出額において約二  
十五パーセントであるということ、こ  
れは契約高に對してその支出額は  
七六%に當つておりますが、契約とい  
たしましてもまだ履行の落さないもの  
もございまして、その他二四%全部  
がいわゆる支拂の遅延の状態にある  
とは言いきれないのであります。どち  
らかと申しますと、本年の請求状況は  
至つて緩慢であるという感じがいたし  
ました。私どもは請求の促進という方  
面に今努力をしなければならぬ。もつ  
ともこれは請求すべくして請求しない  
のではございせんので、法律百七十  
一号の書類の非常な困難、または軍の  
調達受領書の取付の困難、これは業界  
に對してわれ／＼がただ請求書をまつ  
て押えたいという態度を捨てまし  
て、いかんせよ業界の請求が容易にで  
きるかという面に向つて努力しなければ  
ならないと思ひます。促進監督  
部、経理部、そういう方面の事務機構  
を活用いたしまして、請求が容易にで  
きるようにわれ／＼は努力したいと思  
つております。二十四年度の予算状態  
から申しますと、結局年内にどれだけ  
拂うかということも、もう少し詳細に  
申し上げたい。昨年は年末の支拂い  
が、十二月において二百一十億、十一  
月が八十五億ございまして、本年は従  
来からの請求状態から見て、これがも  
う少し重なるかと考へておりま  
す。十月には百億、十一月には百五  
億、十二月に百四十億。これは労務費  
の支拂いを含んでおりません。これは  
三百四十五億という数字が出て来るわ  
けでございます。そのほか、昨年度は

予算経理の上で許されましたので、年  
末の融資の前金拂いをたたいま全国  
で推定いたしました数字が、十億前金  
拂ひしております。本年は経理制度、  
財政法上の制度がかわりましたため  
に、年末における前金拂ひを昨年のご  
とく特にやるのができなくなりまし  
た。御承知の通り、支出負担行為制度  
がございまして、一月以後の負担行為を  
十二月にするということができない。  
従つて従来までの概算の支拂いを促進  
すること、また十二月中における精算  
拂ひを促進する、こういう方面に努力  
をしたいと思ひます。

なお二十三年度の点につきま  
して、蛇足を加えたいと思ひますが、二  
十三年度の資料には、工事であるとか  
維持費であるとか、こういう面の細目  
が記載されてございせん。これは私  
どももはなだ都合に感じるものであ  
りますが、この点は予算書に現れて  
いない数字は、委員会において発表で  
きないという軍からの命令であります  
ので、一応こう出しておきませんが、  
もし細目についての御質問がありま  
すれば、速記をとめていただいております  
いたしたいと思ひます。

額に對しての処置は、どういふふう  
にやつておられるかということが一つ。  
もう一つは法律百七十一号が一部改  
正されまして、非常に楽になりました  
たが、非常にむずかしい法律であると  
いうことは、これは私が申し上げるま  
でもないのであります。この法律百  
七十一号に對して、現在特別調達庁は  
予算的に、また実行予算を非常にス  
ムースに整理するという意味におい  
て、積極的に改正になる意思があるか  
ないか。しかも改正というよりも、場  
合によつては廃止する意思がないかど  
うかという問題が第二。

第三の問題は、財政法上の問題もあ  
りますが、いわゆる年度別の区分とい  
うものがはつきりおつきになるのか  
らぬのか。ならなければその隘路はど  
こか。これをつけ得るためには、どう  
いう処置をとらなければいかぬかとい  
う以上三点に對しまして、御答弁願  
い。

もう一つ、これは蛇足かも知れま  
せんが、いわゆるこの特別調達庁の持  
つ予算というものは、わが国における  
年度末予算の中で非常に大きな額を占  
めておられるわけだ。これが普通一般の  
財政法や会計法によつて解決がつかよ  
うに、すなわち三月三十一日でもつて  
一応みな締め切られるというような  
ものであるならば、予算の編成方針並  
に予算折衝に對しての、非常にいい道  
を開けると思ふのですが、實際どうい  
う特殊な原則が一つあるだけに、一般  
予算の編成にも、ある意味においては  
制肘があるのではないかと、どういふ  
考えから、この問題をどういふふう  
にすれば解決できるのか、こうすれば一  
般予算の編成に對しても非常にいい結

果を得るのではないかと、予算的な  
面から見た根本的なお考えをひとつお  
聞きしたいと思ひます。この予算の処  
置がうまく行けば、これまた及ぼすと  
ころ非常に大きいという意味からの御  
質問でありますから、ひとつ積極的な  
御答弁を頂戴したいと思つておりま  
す。

○阿部政府委員 田中委員の御質問に  
對して大要御答弁いたします。第二問  
の法律百七十一号の廃止ということ  
は、私どもが非常に希望しておるの  
であります。この廃止早くしてもらいた  
いという考えで進んでおります。この  
ために業者の方もわれ／＼も、無用な  
金と無用の労力を費しておりますか  
ら、今日の段階においては廃止の方が  
いいという考えであります。年度区分  
の問題であります。これは元來軍の  
要求によりまして、われ／＼日本政府  
側において、予算を立てたのでありま  
す。最初は予算なしでやられたのであ  
りますが、漸次予算となつた。予算の  
もとは占領軍の方から来た数字によつ  
て掲げて参つたのでありますが、昨年  
もキヤリ・オーバーが相当ございま  
して、その金額がたしか二十三年度から  
二十四年度に繰越されたものが百七十  
四億程度であります。これは非公式な  
ことであります。私がここで確言す  
ることをはばかるのでありますが、先  
ほど田中委員から何とかさういふ道が  
つかぬかというふうなお話がありまし  
たから、これはあるいは個人の意見に  
なるかもしれないが、その点は御了  
承願いたいと思ひます。先般この問題  
につきまして、GIIQのファイナンス  
に當つたのであります。御承知のよ  
うに、マッカーサー元帥が積極的

本国民の税負担を軽減したい。その第  
一步として終戦処理費をなるべく少く  
したい。そこでこちらの方では、非常  
にこの予算関係を重視いたしました。ま  
ちり詰めた予算をやつております。ま  
た今年度は特に円予算に組みまして、  
円予算を各ローカル・コーンダーの  
のほかに機関に渡してあるはずであり  
まして、それは非常に切り詰められた  
額でございまして。このキヤリ・オー  
バーが非常にむずかしいをなすものであ  
りまして、先ほど申しましたよう  
に、本年度も百七十四億ほど繰越して  
参つたのであります。非公式に向う  
が言うところによりますと、これは本  
年度予算で消化して参りたいというよ  
うな意見であります。さらにつけ加  
へますと、今年、物価騰貴あるいは税法の  
改正によりまして、家賃に対する税金  
つまり家賃税及び地租というものが上  
つて来ましたから、当然この増額が要  
求され得るわけでありまして、軍とし  
ては、非公式ではあります。これは  
増額を要求しないつもりであるとい  
うようなことを話されております。従  
つて来年度以降は、年度区分がはつきり  
つくような予算が組み込まれるのでは  
なからうかと私は考へておるのであ  
ります。

第一問の予算と実施額との差額であ  
りますが、これは大体過年度におい  
てはなかつたはずであります。以上簡単  
でございまして、答弁いたしました。

○淺利委員 いかでしよう、この  
問題は御質問がたくさんあると思ひま  
す。一方岩澤建設事務次官も見えて  
おりますので、最近の予算の見通しに  
ついて承りたいと思ひます。その方は  
急ぎますから調達庁のことは、まだ皆

さんがいろいろ御研究になることが多く  
と思いますから、本日はこの程度に  
とどめまして、他日再び詳しく承ると  
いうことにしたらいかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 それでは本日はこの程  
度にいたしましたので、懇談の形式をもつ  
て岩澤次官から予算の経過についてお  
話を承りたいと思います。

これをもつて散会いたします。

午前十一時五十三分散会